

1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働して、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

2 【学校が設置する組織】

大西中学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、関係教職員

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

「いじめ防止対策委員会」構成員、人権擁護委員、学校運営協議会長、PTA会長、スクールカウンセラー

<役割>

- いじめの未然防止・早期発見のための環境づくり
- いじめに関わる情報の収集（相談窓口）、記録、共有
- いじめ防止対策委員会（定例会・緊急会議）の開催
- 事実確認と実態把握、判断
- 被害生徒の心のケア等の支援、保護者への説明・支援
- 加害生徒への指導、保護者への説明・助言
- 校内研修の実施
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画・実施
- 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

今治市教育委員会
今治警察署
今治市発達支援センター
今治市適応指導教室
今治市青少年センター
ネウボラ政策課
医療機関
県福祉総合支援センター

3 【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実（いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり）
- 道徳教育、人権・同和教育の充実
- 生徒会活動の充実（生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する場の企画）
- 分かる授業づくり（学習の達成感・成就感を味わわせる。基礎・基本の確実な定着を図る。）
- 相談体制の整備（相談窓口の情報提供等）
- インターネット等を通じて行われるいじめへの対策（「大西中ネットの決まり7か条」周知徹底）
- 学校間の連携協力体制
- いじめの早期発見・未然防止のための「チェックリスト」の実施や教職員の研修の充実
- 「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策の取組」の説明・公開

4 【早期発見のための取組】

- 日記指導や生活・いじめ調査の実施（生徒の些細な変化に気付く。きめ細かな実態把握に努める。）
- 教育相談の実施（相談体制の整備と相談活動の充実を図る。）
- 生徒の情報交換会「生徒を見つめる会」（毎月）「いじめ防止対策委員会」（毎週）の実施
- 早期発見のための職員研修（いじめ発見のためのチェックリストの活用等）
- 地域及び関係機関との連携（「大西中学校区児童生徒をまもり育てる協議会」を年2回実施）
- 声掛けや見守り活動の充実
- 保護者との連携（家庭訪問・個人面談等）

5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 迅速な事実確認と実態把握（情報共有と組織的な対応）※「いじめ防止対策委員会の開催」
教職員はいじめに係る些細な兆候や懸念、訴えを一人でかかえ込まずに、また個人で判断せずに報告・相談する。情報共有すべき内容を確実に聞き取り、組織的な対応を行う。
- いじめを受けた生徒の心のケア等の支援、保護者への説明・支援
生徒の心のケアを第一とし、様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対処を行う。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- いじめを行った生徒への指導、保護者への説明・助言
いじめを行ったとされる生徒から事実関係を聴取し、いじめを止めさせ、再発を防止する指導及び措置をとる。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、いじめの解決に向けて適切な助言を行う。
- 周りの生徒への指導・支援
「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止できる「仲裁者」が現れるよう、あるいは相談できる勇気を持つように指導する。互いに尊重し、認め合うことのできる人間関係づくりに努める。
- インターネット等を通じて行われるいじめへの対策
外部講師を招へいして、情報モラルに関する集会を実施する。「大西中ネットの決まり7か条」を周知徹底させる。
- 関係機関との連携
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 自他の命を大切にすると心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくり
- 学校・関係機関との連携
- インターネット等の安全な利用法の指導

地域に求めること

- 見守りと声掛け
- 家庭・学校への連絡
- 健全育成活動
- 問題行動への指導・助言

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期教育相談		○	○				○	○			○	
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者への啓発	○	○		○					○	○		
保護者アンケート、学校評価				○					○			